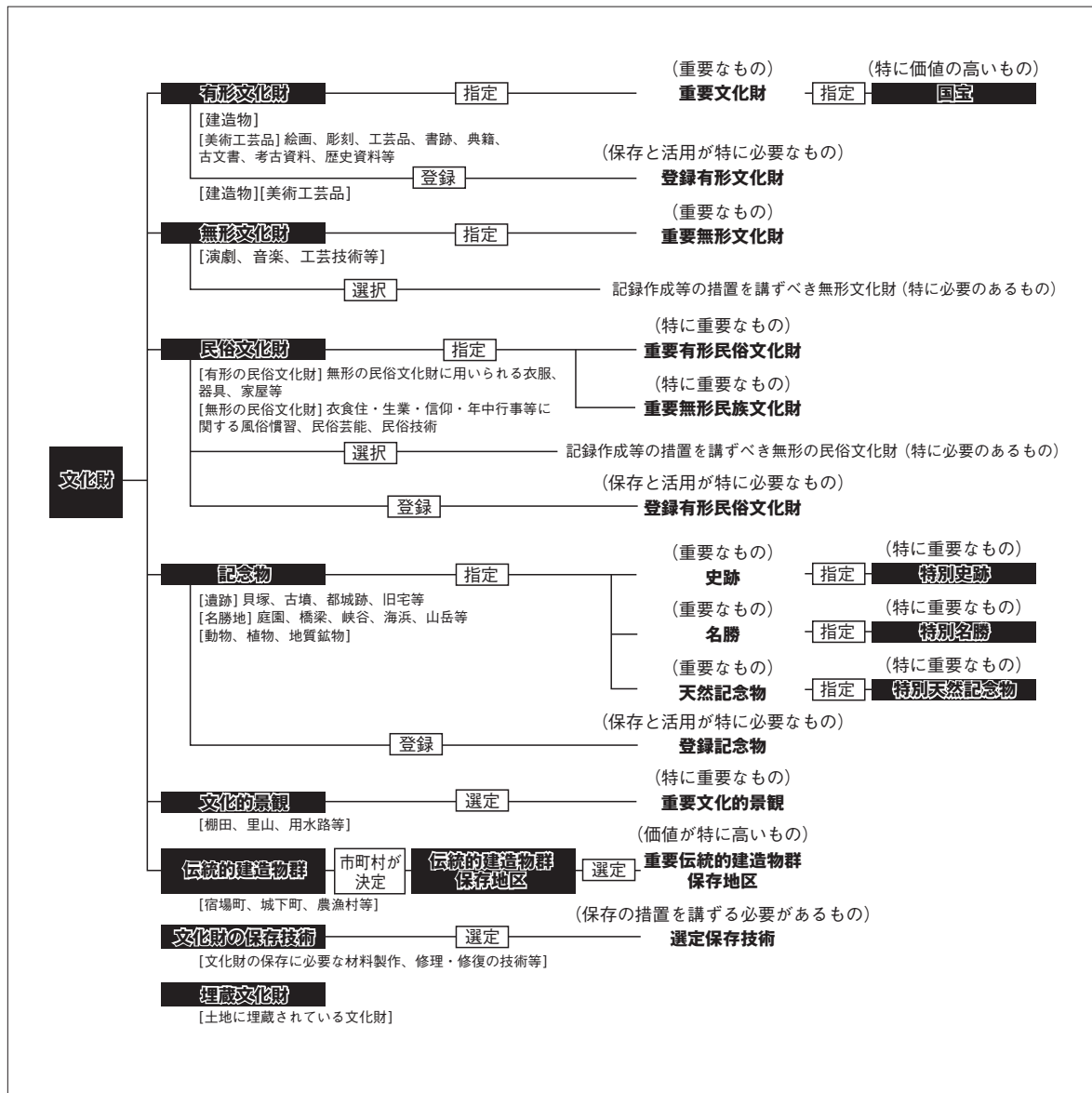


花祭を含む神楽の無形文化遺産保護のための客観的データの必要性

星野 紘

1 無形文化遺産保護の歴史

無形文化遺産保護とは、芸能や工芸技術、民俗芸能、風俗慣習などに対する文化財保護のことだと言えれば日本人にはわかり易い。日本では1950年に文化財保護法が制定され、社寺建造物、それに、絵画、彫刻などの美術工芸品、あるいは史跡、名勝、天然記念物等を有形の文化財として捉え（重要文化財、国宝、史跡、特別史跡ほかの文化財名称がある）、一方上記したような対象を無形の文化財として捉えて、国（文化庁）や都道府県、市町村の地方自治体の行政機関（教育委員会）によってその保護施策が実施されてきた。文化財名称としては無形文化財（重要無形文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財）、無形民俗文化財（重要無形民俗文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財）等



がある⁽¹⁾。

ところで今日日本でも無形文化遺産保護といった言い回しが普及し始めているが、日本におけるその実際は上述した無形文化財や無形民俗文化財のことなわけである。それが今日新たな言い回しが登場したのはなぜかと言えば、ユネスコの無形文化遺産条約が誕生し(2006年発効)、また世界的な枠組みでの無形文化遺産のリスト登録がはじまったこと(2009年現在、その代表的な無形文化遺産リストとして116件、存続危機状態の無形文化遺産リストとして12件)が、マスコミに報道され、一般の関心が高まってきたためだと思われる。もうひとつは、すでに同じユネスコの世界遺産登録(有形の文化遺産、自然文化遺産、文化的景観)が既知のこととなっていて、こちらはその世界遺産の無形版と受け取られている感がある。

このユネスコの無形文化遺産保護に連なる日本の無形の文化財保護行政は、世界に先駆けて、1950年の文化財法制定直後からはじまっている。その後1962年に韓国において、同国の文化財保護法が制定されたおりに、日本に類似した無形の文化財の保護施策が出発したのである。それ以降20余年間は世界で同様の施策を講じているのはこの二国のみであった。ところがユネスコが、1989年に加盟各国に対して「伝統的文化及び民間文化の保護に関する勧告」を行った頃から、積極的に、今日いうところの無形文化遺産保護の施策を推進することを模索し始めた。そして先述したような条約の制定とリストの登録をはじめたわけである。こうしたユネスコの政策動向は世界各国に対して色々とインパクトを広げつつある。その顕著な事例が中国の場合である。市場開放政策を採用しはじめた頃の1990年代前後から、各地域の少数民族の伝承などの諸種の伝統文化への評価が徐々に高まってきたのであるが、ユネスコの2001年から2005年の間三回にわたって行われた「人類の傑作宣言」選びの際の中国側リスト提出のあたりから、中国国内における所謂無形文化遺産保護施策が積極的に展開し出したのである。日本や韓国が文化財保護法を根拠に無形文化遺産保護施策を推進してきたのだが、中国はその種の法律の制定に頼らずに行政的な施策としてそれを推進しているとのことであるが(ユネスコの施策に依拠としているようなのだが)、国を挙げて大々的にこれに取り組んでいる。ここ3、4年の間に、二度にわたって合計1028件の国の無形文化遺産リスト(中国国家非物質文化遺産)を選び出し、それぞれに伝承人(日本において俗に言う人間国宝)を認定して一人当たり8000元を毎年交付しているという⁽²⁾。さらに2009年にアブダビで開催されたユネスコの会議では、中国側からの申請案件のうち22件が代表的無形文化遺産リストに、さらに3件が緊急に保護する必要がある無形文化遺産リストとして登録を承認されている⁽³⁾。今や中国は数量的には日本や韓国を超えて世界一の無形文化遺産リスト保有国となっている。

2 無形文化遺産保護の限界と同時代人としての自戒

日本は上述のとおり60年にも及ぶ無形文化遺産保護の歴史を歩んできたのだが、この間、1966年以来今日までたまたまこの無形文化遺産保護の現場を見つめてきた者として(この間32年間は文化庁の関係部署に在籍し、その後4年間は東京文化財研究所の芸能部に在籍)の感慨は、こういった無形文化遺産保護とは挑戦的な取り組みであり、まったきを期して対象の保護を完遂させることはできないものではないかということである。それは悲観的

にすぎると言われるかもしれないが、いくつかそう思わざるをいないような事例に遭遇している。近いところの例としては、つい先日盲僧琵琶の最後の伝承者永田法順（宮崎県延岡市在）が亡くなった。この人の逝去で盲僧琵琶という演奏形態はこの世に存在しなくなったのである。今から2、30年前国立劇場の舞台に登場していた博多の妙法寺を拠点に活躍していた筑前盲僧や鹿児島常楽寺を拠点に活躍していた薩摩盲僧が逐次姿を消し、その後、肥後盲僧、国東の盲僧と伝承者が徐々に逝去して行き、今日を迎えたわけである。同種の女性盲人の放浪芸人越後瞽女も、高田や長岡のグループがおいおいと姿を消して行き、最後の伝承者の女性が10年程前に養老院で亡くなったのであった。国ではこれらを記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択して録音記録作成を行ったにとどめ、はなからそれを重要無形文化財に指定して将来にわたっての持続継承をはかろうとまではしていなかった。この種放浪芸人のことごとくがこのようにここ5、60年の間に日本から消え去って行ったわけだが、行政的施策によって全ての無形文化遺産が保護できるわけではないと言うべきであろうが、誠に残念なことであった。日本が採用している「記録作成等の措置を講ずべき……ものとしての選択無形文化財（あるいは無形民俗文化財）」の措置はそういったことの前提の上にたって設けられており、ユネスコの措置もこれを踏襲していると思われるが、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産リスト」登録の制度がある、高度経済成長期以前まで存在していた我々日本人の、放浪芸人などを自宅に招き入れることをなんら躊躇しなかった寛容さといったものが、世界の一、二位を競う経済大国となつてのソフィストケートされた生活スタイルのなかでそれが失われて行った結果ではないかと思うがいかなものであろうか。

作業歌（民謡）の消失プロセスもドラスチックな体験であった。この場合は無形の文化財としての指定も、記録を作成するなどのための選択も行政サイドからはなされず、ただ調査記録（録音テープや文書報告書）をつくるにとどまったのであるが、これまた残念なことであったと思う。昭和50年代に10年間ほどにわたって各都道府県別の民謡（作業歌が主体）の調査記録作成事業が行われた（文化庁主導のもので、各都道府県の教育委員会がそれぞれ個別に国庫補助事業として実施した）が、当時すでに10年、20年過ぎた事業であるとの批判の声があった。というのも本来の作業歌を伝える人たちは当時すでに、80代、90代に達しており、歌を歌おうにもメロディやリズムが思うようにまかせない人たちが録音機の前に座ったのであった。それに作業歌の背景にある肉体労働の多くが機械化されたり、合理化されていて本来の作業歌の歌い手を探し出すことがまず困難になっていた。身近な例として早苗を植えることが機械化したため全国の田植え歌はすっかり影をひそめてしまった。千葉県の銚子の網曳き歌を現地に調べに行ったら観光網引きしか存在していなかった。材木を切り出すような山の仕事も機械化されてしまっていて、肉体の間拍子の歌を山で聞くなどということはもはやかなわなくなっていた。こういった作業歌の本来の姿を多くの一般市民に披露しようと「日本民謡まつり」という文化庁主催の公演事業もあったが、結局は舞台に載せる作業歌が、なにか芝居の書き割りみたいなものをつくってその場をつくろうみたいなことしか出来なくなっていた。このこともまた高度経済成長期の産業経済の急発展がもたらした弊害であると、今日では異口同音に非難の言葉を浴びせかけるのだが、当時はそんなふうには悪く言うことになるなどは誰も思っていなかったこと

を我々は忘れてはならないのではないか。肉体労働のしんどさをきらい、それが機械化されて便利に楽になったと安堵していたのであった。こういった作業の革変を選びとったのは実は我々自身だったわけである。つまり無形文化遺産保護の限界とは、その保護施策の徹底を願っていたはずの我々自身が、実はそれを誘導していた。一種の共犯者だったというわけである。

3 花祭を含む神楽の無形文化遺産保護のための客観的データ

上述の放浪芸的伝承や作業歌（民謡）に比べて神楽は、今日明日に全ての伝承が衰滅してしまうような状況にはないといえよう。盆踊り（手踊り）とともに神楽（獅子舞神楽も含む）はもっとも数多く全国に分布しているポピュラーな村社会の伝統芸能（民俗芸能）なのだ。神楽はなぜこのように根強い生命力をもっているのだろうか。まずひとつは、芸能として観客を魅了する技芸をもちあわせている場合が多い。ふたつには、個人芸の放浪芸などと違って、村社会の共同伝承となっている場合が多い（もっとも専門的芸能集团的グループもなかにはあるが）。みつには、春秋の神社祭典、夏祭り、式年行事などといった神社関係の祭り、信仰がこれに結びついていることもそうたやすくこれが中断や廃絶に追い込まれない要因だったと言えよう。こういった神楽の旺盛さを感じたのは、三田村佳子女史の『里神楽ハンドブック福島・関東・甲信越』⁽⁴⁾に目を通した時である。関東方面に盛んな里神楽を関東一円から福島県、新潟県所在のものも含めて詳細に各地伝承を記載している。その記述をもとに筆者が集計してみたのが下表である⁽⁵⁾。つまり現在663件の里神楽が存在しており、近い頃まで行なわれていたものを含めると874件となる。関東方面の里神楽をこれほどまでに克明に拾い上げてくれた研究者がこれまでいなく、里神楽の普及ぶりの実体を知ってびっくりしたのである。例えば今まで新潟県にこれほどまでの多数の里神楽（新潟方面では太夫舞と呼ばれている）が存在しているなど誰も思っていなかった。数量の多さ（158件）だけからからすれば新潟県は神楽王国なのである。

〈里神楽の伝承件数一覧〉

（三田村佳子前掲書より筆者が集計）

都道府県名	現行	旧行	合計
福島	53	10	63
茨城	22	4	26
栃木	66	19	85
群馬	111	40	151
埼玉	59	61	120
千葉	45	6	51
東京	36	8	44
神奈川	11	15	26
静岡	2	0	2
山梨	82	19	101
長野	14	1	15
新潟	158	27	185
北海道	4	1	5
合計	663	211	874

ところで財団法人伝統文化活性化国民協会が実施した全国の神楽団体への伝承状況のアン

ケート調査の集計結果によると（国や県指定の無形文化財保護団体330件からの回答を得ている）、約20%の団体が何ら変化がなかったとか、良好な状況にあるとしていたのに対し、約70%の団体がマイナス状況というか、後継者不足など憂慮すべき事態となっていると答えている。上記したように一見活況を呈しているかの如き神楽ではあるが、今日ではやはり衰退の影が現れてきているのだと思う。また高齢化、少子化による地域の人口過疎化のなかで、若年後継者（小中学生）がゼロ人なりとこたえてきたところが約20%もあって、今後の見通しも良くないようである。

これまでも徐々に神楽も衰退の道を歩いてきていたのであるが、ここ60年余りのその歩みを、今、限界集落化の危機にあるのではないかと地元民の間で不安がおりつつある花祭（愛知県北設楽郡）について少し詳しく眺めてみよう。中村茂子女史の『奥三河の花祭り』⁽⁶⁾は、2002年頃までの憂慮すべき事態が次々と起ってきたプロセスについて次のように記している。

豊根村の現行花祭りは、下黒川、上黒川、坂宇場、山内、間黒の五か所に伝承されている。昭和20年代までは八ヶ所で行われていたが、古真立字分地の花祭りは昭和30年（1955年）一月の実施を最後に廃絶し、佐久間ダム建設に伴って氏神諏訪神社が、人々の転出先である豊橋市西幸町御幸神社へ合祀された。合祀に伴って、花祭りの装束や道具類も御幸神社へ移転し、昭和三十五年一月から豊橋で花祭りが実施されるようになり、現在に至っている。また同じ古真立字大立の花祭りは、昭和40年に過疎によって伝承不能となり廃絶した。さらに古真立の花祭りは昭和四十六年に新豊根ダムの建設に伴い、氏子のほとんどが村外に転出したことによって廃絶した。

これは所謂高度経済成長期のダム建設などが要因となって、豊根村内の三ヶ所の花祭伝承が昭和四十六年までに廃絶したプロセスである。国が花祭りを重要無形民俗文化財に指定したのは昭和五十一年であるから、こういった国の文化財保護措置をたてにしてダム建設を阻止するなどということは当時起らなかったわけだが、仮にその以前にそういった措置が取られていたとしたら、果たしてそれは花祭りの継続保存の防波堤になり得たであろうか？ 当時の時勢からすると無形文化遺産を守るというようなことはそこまで発言力は強くなかったように思う。

ところが、古真立廃絶の年から36、7年経った2007年と2008年には、また豊根村の間黒と山内の二か所の花祭りが廃絶してしまったのである⁽⁷⁾。今度は重要無形民俗文化財指定という国の無形文化遺産保護施策が施行されているさなかでの事態である。先述のとおり、限界集落などといわれるような極度の少子高齢化、人口の過疎化状況の中でとても花祭りの執行どころではないという事態に至った。ともかく現地山村には、住民がそこで生活してゆくための仕事場がない。したがって若者は平野部へ移り住み、地元の村は閑散としてお年寄りだけになっているのである。こういった問題はひとり文化財保護行政だけでは解決できるような事態ではないのである。一体どういった解決方法があるのだろうか？ 極めて頭の痛い問題である。花祭の場合などはかなり深刻な状況にあることが今徐々に人々に認識されつつあるが、おうおうにして無形文化遺産伝承の場合には、経済産業的

なことや如何に生活してゆくかの実生活のことが優先し、そういった問題の解決はいつも後回しにされてきたきらいがある。その意味でも手回し良く事にさきがけて事態を把握して関係方面に警鐘を鳴らし、また衰退変容の要因や、リアルな現状を正確にキャッチして問題解決の検討に寄与してゆくべきものなのではないかと思う。こういった客観的データの把握が従来ないがしろにされてきたように思う。もっともそれを把握しようとする人がこれまではいなかった。無形文化遺産伝承とは、生きた伝承であって、常に時代時代の社会経済的な変容の中で動いている。いくら正確を期そうとしてもアバウトにしかつかめないところがある。破損したり、朽ち果てたり、虫やカビに犯されたりの有形の文化財（物質文化材）のようなダメージの明瞭さがない。だからといって諦めるべきものではないだろう。なぜなら上記した花祭りのようなピンチな伝承もあることであり、そのことを世間的に訴えて、各方面に解決を迫って行くにはやっぱり説得力あるデータが有効である。なんとか工夫をこらしてよりよいデータを作成するべきである。2008年に筆者はひとつのそういった試みを実施してみた⁽⁸⁾。神楽、田楽、風流、と諸種のジャンルにわたるが、長野、静岡、岐阜、愛知の中部地方4県の国、県指定の民俗芸能団体にアンケート調査を行い、88団体から回答を得た。その集計結果の分析からわかったことは次の通りである。伝承状況が、先輩世代（20、30年前）のものに比べて66%の団体が何らかの程度で悪化していると答えていた。少子高齢化などによる地域の伝承過疎化による後継者不足をその要因と考えている団体が多く、地域外在住の者に頼ってなんとか持続を図ろうとしていた。またそれから伝承地域の戸数規模を設問してみたが、約50%の団体が戸数100戸以下の小規模集落であって、そういう地域の伝承は少子高齢化の人口の過疎化のダメージをもろに受けてしまうようであった。民俗芸能の伝承にはかなりきびしいものがあるといえよう。そういう状況に置かれていることとその要因等については、先述の伝統文化活性化国民協会が神楽に対して実施した全国調査の集計結果にもおおむね同様の結果が出ている。

今こそこの問題を打開するための積極的施策が求められているのではないのかと思う。

注

- (1) 「我が国の文化行政 平成21年度」(文化庁)に所載の“文化財の体系図”
- (2) 苑利「進入保護時代後の中国非物質文化遺産未必可以高枕無憂」(中国民間文芸家協会主催“中日韓非物質文化遺産保護方論壇”2009年6月13日天津大学 所載論文)
- (3) ITH / 09 / 4. COM / CONF. 209 / 21Rev. - page11 ~ 15 (ユネスコ)
- (4) 三田村佳子「里神楽ハンドブック福島・関東・甲信越」(おうふう2005年刊)
- (5) 星野紘「近世以後の分布と今日の状況」(「伝統文化32号」財団法人伝統文化活性化国民協会2009年発行所載)
- (6) 中村茂子「奥三河の花祭」(岩田書院2003年刊) P117
- (7) 星野紘「村の伝統芸能が危ない」(岩田書院2009年刊) P13
- (8) 注7と同著P35所載

2010年度の調査研究計画「中国の無形文化遺産保護の実態の把握」

2006年ユネスコの無形文化遺産保護条約が発効して以来、世界の常民文化を含む無形文化遺産伝承が国際的な枠組みで保存振興措置が図られ始めた。目下無形文化遺産が当面し

ている伝承危機の状況とそれへの対応策の問題は、今日の国際的に共通の課題の一つである。ユネスコに登録されている無形文化遺産リスト数が一番多い中国に於けるこの問題は、国際的動向に於けるひとつの参考事例となる。日本の無形文化遺産保護の今後の施策のありかたの検討においてもある意味で鏡の役割を果たしてくれる一面があると考えられる。その意味で、今このテーマを明瞭にしておくことは今後において有益なはずだ。

中国が現在高い経済成長率を維持していることは周知のとおりである。一方中国政府はこのところ急速に無形文化遺産保護施策を強化している。この両者の関係については不明であるが、ユネスコがここ数年来推進してきた世界的枠組みでの無形文化遺産保護施策に乗っかるようにして中国での当該施策がうまく遂行されているように思われる。かつての文化革命時代の思想とは全く逆転した発想で伝統文化伝承を称揚している。2001年から三回にわたって行われたユネスコの“人類の口頭無形伝承の傑作宣言”において積極的に案件リストを提出し、2003年にユネスコの総会で議決された無形文化遺産条約をすぐに承認するとともに、ユネスコの無形文化遺産リストの登録において、2009年のアブダビでの会議では承認された代表リスト全76件のうち中国分が22件の多くを占めた。他方中国国内においても、国家の無形文化遺産（中国国家非物質文化遺産）をここ数年の内に1028件選び出した（それぞれに“伝承人”と称される日本で言うところの“人間国宝”を認定し、一人当たり年に8000元ずつ交付している）。

この中国に於ける伝統文化重視の急展開の理由の一つには、国内の各地各民族の伝承の保存が難しくなっている状況があると思われる。例えば、ユネスコの代表リストに入った「トン族の大歌」（貴州省）伝承の村では、打工（大都会への出稼ぎ人）が急増して村の若者が減り大歌（ポリフォニー合唱）の伝統に陰りが出ている。道路脇の石塀には、「義務教育も終えずに打工にゆく者には罰金を課す！」と墨書してある。貴州省、雲南省の少数民族地区などに生態博物館の設置をみていて、彼等の伝承の保存活性化策が図られているが、政府から出資のプロジェクト遂行期間は継続するが、それがとぎれるとポシヤル例が多いそうである。こういったことを如何に解決するかが焦眉の課題のようである。

当国際常民研究において筆者は、こういった中国の無形文化遺産保護の実態の調査研究を2009年度から進めている。2010年度は、1028件の中国国家非物質文化遺産の個々の内容を確認するとともに、先述の「トン族の大歌」への実地調査を行い、問題の所在の把握とそれへの対応策を探ってみたい。以後も、同様の調査研究を広げ深めて行く所存である。